

○津山工業高等専門学校寄宿舎規則

〔昭和38年4月1日
規則第3号〕

改正 昭和49年12月19日規則第3号 昭和53年3月23日規則第5号
昭和63年3月17日規則第2号 平成16年4月1日規則第11号
平成20年2月26日規則第1号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則(以下「学則」という。)第48条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

(目的)

第2条 学生の修学に便宜を供与し、かつ、その人間形成を助長して教育目的の達成に資することを目的として、本校に寄宿舎を設ける。

(名称)

第3条 寄宿舎は、津山工業高等専門学校北辰寮(以下「北辰寮」という。)と称する。

(寮生活の基本)

第4条 北辰寮に入寮する学生(以下「寮生」という。)は、この規則のほか学則、津山工業高等専門学校学生準則(以下「学生準則」という。)及びその他本校の定める諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(寮務主事)

第5条 北辰寮の運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が掌理する。

(寮務主事補)

第6条 前条の寮務主事の職務を補佐するため、寮務主事補を置く。

(寮務委員会)

第7条 北辰寮の運営等に関する事項を審議するため、寮務委員会を置く。

2 寮務委員会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(入寮及び退寮)

第8条 入寮者は、自宅からの通学が困難な者のうちから校長が選考する。ただし、

特別の事情がある場合には、自宅から通学できる者を入寮させることができる。
なお、疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者は、入寮を許可しない。

- 2 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。
- 3 入寮を希望する者は、所定の入寮願を提出しなければならない。
- 4 入寮許可期間は、入寮した日の属する年度の末日までとする。
- 5 入寮許可期間の満了後、引き続き入寮を希望する者に対しては、願い出により入寮許可期間を更新することができる。
- 6 入寮許可期間の満了前に退寮しようとする者は、所定の退寮願を提出し、校長の承認を受けなければならない。
- 7 学則、学生準則及びその他本校の定める諸規則に違反した者、又は疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者に対して、校長は退寮を命ずることがある。

(寄宿料等)

第9条 寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定める額とする。

- 2 寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、毎月末日までにその月の分を納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収できるものとする。
- 3 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。
- 4 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け、寄宿料の納付が困難と認められる場合は、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。
- 5 寄宿料及び第3項の経費を納付しない者は、退寮させることがある。

(共同生活の自治)

第10条 寮生は、その総意により、校長の承認を得て、北辰寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。

- 2 前項の組織及び活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則その他本校の定める諸規則に違反しないものでなければならない。
- 3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した所定の願書を寮務主事を経て校長に提出し、その承認を受けなければならない。各事項を変更する場合又は第1項の組織を廃止する場合も同様とする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 規約
- (4) 代表者及び役員

4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。

(防災安全)

第11条 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、学校が行う防火訓練その他の措置に協力しなければならない。

2 寮生は、指定の場所以外で火気を使用してはならない。

3 寮生は、災害又は事故の発生を知った場合には、直ちに臨機の処置をとるとともに、寮務主事又は宿日直教員等関係教職員に報告し、以後本校教職員の指示に従って行動しなければならない。

(保健衛生)

第12条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、北辰寮内外を清潔に保つよう努めなければならない。

2 病気又は事故の場合は、ただちに寮務主事又は宿日直教員へ申し出て、その指示に従わなければならない。

(施設、設備の使用)

第13条 北辰寮の施設、設備の使用については、別に定める。

(外泊及び門限後の外出)

第14条 外泊及び門限後の外出に際しては、所定の願書を寮務主事に提出し、その許可を受けなければならない。

(外来者)

第15条 外来者と寮生との面会は、指定された場所で行うものとする。

2 寮生以外の者が、北辰寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ寮務主事を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

3 寮生以外の者も、第11条及び第12条の規定を守らなければならない。

(雑則)

第16条 この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年12月19日規則第3号)

この規則は、昭和49年12月19日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則（昭和53年3月23日規則第5号）

- 1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に在寮する者に対する改正後の第8条の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月17日規則第2号）

この規則は、昭和63年3月17日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成16年4月1日規則第11号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。